

# グリーン住宅ポイント制度 START

令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した方が対象

新築最大40万円相当、リフォーム最大30万円相当

のポイントが獲得できます！

一定の要件を満たす場合、新築最大100万円相当、リフォーム最大60万円相当、に引上げ。  
既存住宅の購入や賃貸住宅の建設もポイント対象に。

## ■ 住宅の新築（持家・賃貸）

\*特例の場合（以下のいずれかに該当）

・東京圏から移住\*1するための住宅 ・多子世帯\*2が取得する住宅 ・三世代同居仕様である住宅\*3 ・災害リスクが高い区域\*4から移住するための住宅

対象住宅		発行ポイント
<b>住宅の新築</b> <small>（注文住宅の新築 分譲住宅の購入）</small> ※自ら居住	高い省エネ性能等を有する住宅 （認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH）	基本の場合 40万Pt/戸 特例の場合* 100万Pt/戸
	一定の省エネ性能を有する住宅 （断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上を満たす住宅）	基本の場合 30万Pt/戸 特例の場合* 60万Pt/戸
<b>賃貸住宅の新築</b>	高い省エネ性能（賃貸住宅のトップランナー基準に適合）を有し、 全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅	10万Pt/戸

## ■ 既存住宅の購入（持家）

対象住宅		発行ポイント
<b>既存住宅の購入</b> ※自ら居住	空き家バンク登録住宅	30万Pt/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
	東京圏から移住*1するための住宅	
	災害リスクが高い区域*4から移住するための住宅	
	住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt/申請

## ■ 住宅のリフォーム（持家・賃貸） 発行ポイント数は1戸あたり上限30万ポイント

【上限特例①】若者・子育て世帯\*5\*6がリフォームを行う場合上限を45万Ptに引上げ（既存住宅の購入を伴う場合は、上限を60万Ptに引上げ）

【上限特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合上限を45万Ptに引上げ

いずれかが必須：対象工事		発行ポイント数	任意：対象工事		発行ポイント数	
断熱改修	窓・ドア	ガラス	耐震改修	15万Pt/戸		
		内外窓		バリアフリー改修	手すり	0.5万Pt/戸
		ドア			段差解消	0.6万Pt/戸
	外壁、屋根・天井又は床	外壁			廊下幅等拡張	2.8万Pt/戸
		屋根・天井		ホームエレベーター設置	15万Pt/戸	
		床		衝撃緩和畳の設置	1.7万Pt/戸	
エコ住宅設備	高断熱浴槽、高効率給湯機、太陽熱利用システム	2.4万Pt/戸	リフォーム瑕疵保険等への加入	0.7万Pt/契約		
	節水型トイレ	1.6万Pt/台	※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイントが2倍となります。			
	節湯水栓	0.4万Pt/台	※上記算定上限特例を除いた発行ポイント数が <b>5万ポイント未満</b> のものは <b>ポイントの発行対象外</b> となります。			

\*1)東京圏から移住：一定期間、東京23区内に在住又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）（条件不利地域を除く）に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏（条件不利地域を除く）以外への移住 \*2)多子世帯：18歳未満の子3人以上を有する世帯

\*3)三世代同居仕様である住宅：調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅

\*4)災害リスクが高い区域：土砂法に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法に基づく災害危険区域（建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る）

\*5)若者世帯：40歳未満の世帯 \*6)子育て世代：18歳未満の子を有する世帯

## ■住宅のリフォームでポイント発行の対象となる主なTOTO製品の工事例

節水型トイレ、節湯水栓は設置台数分のポイントが獲得できるようになりました。

※画像はイメージです

対象工事	発行ポイント数	対象工事	発行ポイント数
高断熱浴槽	2.4万Pt/戸	手すりの設置	0.5万Pt/戸
節水型トイレ	1.6万Pt/台 ※設置台数分 ポイント対象となります。	段差の解消	0.6万Pt/戸
節湯水栓	0.4万Pt/台 ※設置台数分 ポイント対象となります。	廊下幅等拡張	2.8万Pt/戸

※断熱改修工事、エコ住宅設備工事を必須とし5万ポイント以上から発行対象となります。

## ■ポイントの交換対象

①一定の要件に適合する商品	②一定の要件に適合する追加工事 <b>NEW</b>
「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」、「家事負担軽減」に資する商品の予定 ※住宅の新築（賃貸）は対象外	「新たな日常」（テレワーク・感染症予防・家事負担軽減等）または「防災」に対応した追加工事への代金に充当可能

### ②「新たな日常」に資する追加工事の例（抜粋）

※画像はイメージです。

菌・ウイルス拡散防止工事	非接触型設備の設置	タッチレス水栓の設置	家事負担軽減に資する工事	浴室周りの設備の設置	浴室乾燥機の設置
	玄関周り等の洗面化粧台・手洗い器・立水栓の設置	セカンド洗面台の設置		トイレ周りの設備の設置	浴室乾燥暖房機の設置
		外部水栓、手洗い器の設置			自動浴槽洗浄システムの設置
家事負担軽減に資する工事	キッチン周りの設備の設置	壁・床・手すり・ドアノブの設置	家事負担を軽減する収納の設置	掃除しやすいトイレの設置	掃除しやすいトイレの設置
		抗菌水栓の設置		キッチンに設置する収納	
		ビルトイン食器洗機の設置			脱衣所・洗面所に設置する収納
		掃除しやすいレンジフードの設置		トイレに設置する収納	
		ビルトイン自動調理コンロの設置			

### ■ご注意ください。

- ・今後、ポイント付与の対象設備、付与ポイント数、等、制度内容に変更が生じる場合があります。
- ・対象製品の登録は令和3年3月の見込みです。

※リフォームでポイント申請をお考えの場合、「工事前写真」「工事後写真」が必要になりますので撮影・保管ください。

詳しくは国土交通省のホームページへ

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html)

